

議案第20号 三田市公告式条例の一部を改正する条例の制定について

1 改正趣旨

当該条例は、地方自治法第16条第4項に定める条例の公布等に関して必要な事項を定めている。同条例においては、条例の公布等は市役所前の掲示場に掲示することとされているため、公布を確認するためには市役所まで来なければならないところ、市民の利便性を高める「行かない市役所」の観点から、条例の公布等を市ホームページ上に設ける掲示場に掲載することで公布を行うよう同条例の改正を行うもの。

2 関係法令

地方自治法

3 改正内容

次のとおり、原則として条例の公布等を市ホームページ上に設けた掲示場で行うとともに、デジタル化の推進のため、規則の公布の際の署名及びその他の規程等の押印規定を削除する。

項 目		改 正 前	改 正 後
公布・公表の方法	条例	市役所本庁舎前の掲示場に掲示	原則として市ホームページ上の掲示場に掲載（ただし、システム障害等の場合等は、市役所本庁舎前の掲示場に掲示する。）
	規則		
	その他の規程		
	告示・公告		
署名・公印	条例	市長の署名	市長の署名
	規則	市長又は各機関の代表者の署名	市長又は各機関の代表者の記名
	その他の規程	市長又は各機関の代表者の記名押印	
	告示・公告		

4 条例改正の効果

インターネットによる閲覧等を可能とすることで、時間や場所を問わず、議決条例等の必要な情報を確認できるようにし、市民の利便性向上を図る。

なお、インターネットが利用できない方のために、紙面による確認等の要望が市民からあった場合には、総務課窓口で対応を行う。

5 施行期日

令和8年4月1日